

裁 判 所	[第1事件] 大阪高等裁判所 [第2事件] 大阪高等裁判所
事 件 番 号	[第1事件] 令和6年(行コ)第21号 [第2事件] 令和6年(行ケ)第1号
事 件 名	[第1事件] 還付金充当裁決取消請求控訴事件 [第2事件] 還付金充当処分取消請求事件
判決年月日	[第1事件] 令和7年3月19日 [第2事件] 令和7年3月19日
判 示 事 項	地方税法附則9条の10第2項及び3項に基づく委託納付と取消訴訟の対象(消極)
判 決 要 旨	地方税法附則9条の10第2項及び3項に基づく委託納付は、所定の要件を充足することにより、法律上当然に納付を委託したと擬制される制度であり、委託納付の過程には、公権力の主体たる行政庁の行為を觀念することができないから、取消訴訟の対象となる行政処分に当たらない。
事案の概要	<p>姫路税務署長(処分行政庁)は、Xに対し、所得税及び復興特別所得税(以下「所得税等」という。)並びに消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)について、決定処分、更正処分並びに無申告加算税及び過少申告加算税の賦課決定処分(以下「本件各課税処分」という。)をし、Xについて納付すべき国税等が発生した。</p> <p>姫路税務署長(処分行政庁)は、Xに対し、Xの有する国税の還付金等について、通則法57条1項に基づき、上記のXの納付すべき国税等の一部(消費税等の一部)に充当(以下「本件各充当処分」という。)するとともに、地方税法附則9条の10第2項及び3項に基づき、上記のXの納付すべき国税等の一部に対する委託納付に係る手続(以下「本件各委託納付」という。)をした。</p> <p>Xが、本件各充当処分及び本件各委託納付の取消しを求める審査請求をしたところ、国税不服審判所長(裁決行政庁)は、同請求のうち、①本件各委託納付の取消しを求める部分をいずれも却下し、②本件各充当処分の取消しを求める部分をいずれも棄却する裁決(以下「本件裁決」という。)をした。</p> <p>Xは、本件裁決の取消しを求めて訴えを提起した(第1事件)。原審係属中、国税不服審判所長(裁決行政庁)は、本件各課税処分のうち、所得税等の決定処分、更正処分並びに無申告加算税及び過少申告加算税の賦課決定処分の一部を取り消す裁決をした。</p> <p>原判決は、Xの請求を棄却した。Xは、原判決を不服として控訴した上で、本件各充当処分及び本件各委託納付の取消請求を追加したところ、控訴審は、これを第2事件として立件した。</p>
訟 務 月 報	71巻9号